令和８年（フ）第８６２号
名古屋市中村区則武２丁目４番25号　レオパレス名古屋駅202号、従前の住所栃木県宇都宮市東宿郷３丁目３番１号　レオパレスＭＩＬＦＯＲＤ202
破産者　櫻井　亮佑
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３８５号
愛知県常滑市大谷字松ケ坪111番地の１
破産者　モリタ企画内カフェ瑠侑舞琉こと　盛田　豊
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２８号
岐阜県土岐市妻木町131番地の２、前住所大阪市西区南堀江２丁目３番27―1401号
破産者　山本　利彦
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２９０６号
大阪府八尾市東山本町６丁目９番34―301号
破産者　植木由希乃
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３２６４号
大阪市北区中之島６丁目１番38―1107号
破産者　毛利貴鉉こと　ＣＨＯ　ＫＷＩＨＹＵＮ　曹　貴鉉
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３５５２号
大阪市西淀川区御幣島３丁目９番１―109号
破産者　ｇｅｍ’ｓ　ｃｏｍｐａｎｙこと　福　紀心
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５２４８号
大阪府豊中市大黒町２丁目19番１―601号
破産者　尾江　幸美
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４５４号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番５―1101号
破産者　平田　耕一
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４７６号
大阪府吹田市豊津町12番19号　(402)、前住所大阪府吹田市春日４丁目２番１―713号
破産者　三好亮太郎
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５７２４号
大阪市東住吉区北田辺３丁目６番６号　Ｔ―ＲＩＳＥ　北田辺　401号
破産者　ＳＡＹＵＫＩこと　梶原　沙幸（旧姓前田）
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５９０４号
大阪市北区長柄東２丁目３番27―302号
破産者　巽　昭嘉
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５９７８号
大阪府枚方市交北３丁目２番22―309号、開始決定時大阪府枚方市桜丘町５番14―503号
破産者　黒木　俊成
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６０２０号
大阪市港区弁天５丁目７番21号　インテリジェンス樋上Ⅱ　２Ｂ号
破産者　林　海心
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６０９３号
大阪市西区靭本町３丁目２番２―601号
破産者　Ｋｏｏｌ　Ｇｒｏｏｖｅ　Ｓｔｕｄｉｏｓこと　前田　良人
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６７２８号
大阪府吹田市天道町22番６―203号
破産者　華京アニマルこと　辻　華奈（旧姓藤野）
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０２号
大阪市旭区赤川２丁目16番19号
破産者　宮本　章悟
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５号
堺市堺区田出井町１番２―1902号
破産者　岡本　敏彦
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８５号
大阪市西成区天下茶屋１丁目11番８号　ＷｉｎｄＢｅｌｌ天下茶屋　202号
破産者　服部　優希
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部